

介護老人保健施設短期入所療養介護 (介護予防短期入所療養介護)利用約款

(約款の目的)

第1条

介護老人保健施設アヴニール(以下「当施設」という)は、要支援状態又は要介護状態と認定された利用者(以下単に「利用者」という)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、短期入所療養介護を提供し、一方利用者及び利用者を扶養する者(以下「扶養者」という)は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条

- 1.本約款は利用者が介護老人保健施設短期入所療養介護利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、扶養者に変更があった場合には、新たに同意書を得ることとします。
- 2.利用者は、前項に定める条項の他、本約款・別紙1及び2の改定が行われない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

(利用者からの解除)

第3条

利用者及び扶養者は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、利用者の居宅介護サービス計画にかかわらず、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び扶養者は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。

(当施設からの解除)

第4条

当施設は利用者及び扶養者に対し、次に掲げる場合には、本約款の基づく入所利用を解除・終了することができます。

- 1.利用者が要介護認定において自立と認定された場合。
- 2.利用者の居宅介護サービス計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日日数を満了した場合。
- 3.利用者の病状・心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な短期入所療養介護の提供を超えると判断された場合。
- 4.利用者及び扶養者が、本約款の定める利用料金を2ヶ月分以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合。

- 5.利用者が当施設・当施設の職員又は他の入所者等に対して利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合。
- 6.天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合。

(利用料金)

第5条

- 1.利用者及び扶養者は、連帯して当施設に対し、本約款に基づく介護保健施設サービスの対価として、別紙1の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。
- 2.当施設は、利用者及び扶養者が指定する送付先に対し、前月料金合計額の請求書及び明細書を、毎月5日頃までに送付し、利用者及び扶養者は、連帯して当施設に対し当該合計額をその月の28日(土日祝日の場合は翌営業日)に預金口座より引き落としします。
- 3.当施設は、利用者又は扶養者から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者及び扶養者が指定する送付先に対して、領収書を送付します。

(記録)

第6条

- 1.当施設は、利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。
- 2.当施設は、利用者が前項の記録の閲覧・謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、扶養者その他の者(利用者の代理人を含みます)に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束)

第7条

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合には、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他、利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持)

第8条

1. 当施設とその職員は、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、当施設は、利用者及び扶養者から、利用同意書の同意を得た上で行うこととします。

- ①介護保険サービスの利用のための市町村・居宅介護支援事業者(地域包括支援センター〈介護予防支援事業所〉)その他の介護保険事業者等への情報提供あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。
 - ②介護保険サービスの質の向上のための学会・研究会等での事例研究発表等。
なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。
- 2.前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の扱いとします。

(緊急時の対応)

第9条

- 1.当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
- 2.当施設は、利用者に対し、当施設における短期入所療養介護での対応が困難な状態、又は専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介しします。
- 3.前2項の他、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び扶養者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第10条

利用者及び扶養者は、当施設の提供する短期入所療養介護に対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は備付けの用紙、管理者宛の文書で所定の場所に設置する『ご意見箱』に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第11条

- 1.短期入所療養介護の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して損害を賠償するものとします。
- 2.利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び扶養者は、連帯して当施設に対しその損害を賠償するものとします。

(利用約款に定めない事項)

第12条

この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は扶養者と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

〈別紙1〉

短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)について

1. 介護保険証の確認

ご利用の申し込みにあたり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 短期入所療養介護の概要

短期入所療養介護は、要介護者及び要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関するあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護計画が作成されますが、その際、利用者・扶養者(ご家族)の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

◇生活サービス

当施設短期入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

療養室：個室 ※個室の利用には、別途料金をいただきます。
4人部屋

食 事：朝食 7時30分 ～ 8時00分
昼食 12時00分 ～ 12時30分
夕食 18時00分 ～ 18時30分

※食事は原則として食堂でおとりいただきます。

入 浴：週に最低2回。但し、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。

◇他機関・施設との連携

協力医療機関への受診：当施設では、病院・診療所や歯科診療所に協力をいただいていますので、利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。当施設での対応が困難だったり、専門的な対応が必要になった場合には、責任をもって他の機関を紹介しますので、ご安心下さい。

3. 利用料金

(1) 基本料金

施設利用料(介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です)

	〈従来個室型〉	〈多床室〉
・要支援1	580円	613円
・要支援2	721円	768円
・要介護1	755円	829円
・要介護2	801円	877円
・要介護3	862円	938円
・要介護4	914円	989円
・要介護5	965円	1,042円

* 在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ) 34円

* 送迎加算(片道) 184円

* 認知症ケア加算 76円

* 療養食加算 8円

* 重度療養管理加算 120円

* 緊急短期入所受入加算 90円

* 個別リハビリテーション実施加算 240円

* 緊急時治療管理加算 518円

* サービス提供体制強化加算 12円

* 夜勤職員配置加算 24円

〈介護保険負担割合証2割の場合は2倍になります。〉

〈介護保険負担割合証3割の場合は3倍になります。〉

【介護職員処遇改善加算39/1000と特定処遇改善加算17/1000乗じます】

【入間市地域区分27/1000乗じます】

食費	1日あたり	朝食	440円
		昼食	600円
		夕食	600円

おやつ代 1日あたり 120円

居住費 1日あたり 530円

(2) その他の料金

① 特別室利用料(1日あたり)

・個室 3,300円(ただし、認知症専門棟は除きます。)

② その他(日用消耗品・教養娯楽費等)は、別途資料をご覧ください。

〈別紙2〉

介護老人保健施設アヴニールのご案内 (令和元年10月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

・施設名	介護老人保健施設アヴニール
・開設年月日	平成9年8月29日
・所在地	埼玉県入間市大字二本木1082-1
・電話番号	04-2934-6910
・ファックス番号	04-2934-6915
・管理者	河野 武時
・介護保険指定番号	介護老人保健施設(1152880029号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

【目的】

介護老人保健施設は、看護・医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援することを目的とした施設です。この目的に沿って、当施設では以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

【介護老人保健施設アヴニールの運営方針】

介護老人保健施設アヴニールの地域に有する公共性・公益性の重要な役割を踏まえて、施設利用者及びご家族に安心・満足・可能性の追求のケアを提供することを運営の基本方針とする。具体的には、下記の事項を職員全員一致で具現化するように全力で取り組む。

1. 利用者処遇

- * 家庭的な雰囲気ですら、優しさをもって利用者の生活全般に配慮を図る。
- * 利用者の健康回復には、各職種の有する技能をもって全力で対応するとともに、入浴・食事・排泄等に細心の注意を図る。
- * 利用者の尊厳と人格に添った、真に生きがいのある療養生活の確保に努める。
- * 利用者の家族との連絡を密にとり、現状を把握していただくとともに、相互の理解を深める。

2. 職員処遇

- * 職員は、常にサービスの評価の主体である利用者のことを念頭に置き、自らの職務遂行能力の向上に努め、施設はこれを支援し研修の機会を確保する。

3. 地域との交流

- * 市町村との連携に努め、ボランティアの受け入れに積極的であるとともに、地域の高齢者及びその家族を含めたコミュニティ形成をめざす。

(3) 施設の職員体制

・医師 常勤 1

・看護職員及び介護職員

- ① 常勤換算にて33人以上を配置し、24人以上の常勤職員を含むものとする。
- ② 看護職員と介護職員は、おおよそ2:5の割合で配置するものとする。
- ③ 通所リハビリテーション専属の職員は、看護職員1人を含む常勤換算4人以上とする。
- ④ 夜間勤務体制は、看護職員1人、介護職員3人とする。

・理学療法士及び作業療法士	常勤換算	5.1以上
・栄養士	常勤	1
・支援相談員	常勤	3
・介護支援専門員	常勤	1以上
・事務職員	常勤	3
・その他	非常勤	2
	必要に応じて配置	

(4) 入所定員等

・定員 86名(うち認知症専門棟 39名)

・療養室 個室 14室 4人室 18室

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護計画の立案
- ③ 通所リハビリテーション計画の立案
- ④ 食事(食事は原則として食堂でおとりいただきます)
- ⑤ 入浴(一般浴槽のほか、入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者には、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合もあります。)
- ⑥ 医学的管理・看護
- ⑦ 介護(退所時の支援も行います)
- ⑧ 機能訓練(リハビリテーション・レクリエーション)
- ⑨ 相談援助サービス
- ⑩ 行政手続代行
- ⑪ その他

※これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談下さい。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

- ① 名称 原田病院
住所 入間市豊岡1-13-3
- ② 名称 小林病院
住所 入間市宮寺2417

・協力歯科医療機関

名称 木下歯科医院

住所 入間市大字二本木1085-3

◇なお、緊急の場合は「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用にあたっての留意事項

- ・面会は定められた時間内をお願いします。
- ・外出、外泊をされる方は事前にお申出ください。
- ・所持品、備品等の持込みにつきましては、ご本人又はご家族の管理とさせていただきます。
- ・金銭、貴重品の持ち込みにつきましては、紛失・破損等の際、施設では責任を負いかねます。
- ・外泊時等の施設外での受診は緊急時を除いて原則できません。
- ・ペットの持込みにつきましては施設にご相談下さい。

5. 非常災害対策

・防災設備 消火栓、スプリンクラー、自動火災報知装置、非常通報装置
非常警報装置、避難器具(すべり台)、誘導灯及び誘導標識
防火用水、非常電源

・防災訓練 年2回

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の『営利行為・宗教の勧誘・特定の政治活動』は禁止します。

7. 要望及び苦情の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

電話 04-2934-6910 支援相談員 尾藤 理穂
中村 有伽

また、ご要望・苦情等も、支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。その他、受付前に備え付けられた『ご意見箱』をご利用ください。

尚、内容によっては、市役所及び国民健康保険団体連合会と連絡をとり、解決に努めさせていただきます。

入間市役所 04-2964-1111

埼玉県国民健康保険団体連合会 048-824-2537 介護保険課
048-824-2568 苦情相談専用

令和元年10月1日改訂